

○富山市地域広場条例

平成17年4月1日

富山市条例第235号

改正 平成17年9月30日富山市条例第356号

平成20年9月30日富山市条例第64号

平成22年3月25日富山市条例第32号

平成26年3月28日富山市条例第27号

平成27年3月26日富山市条例第30号

平成28年3月25日富山市条例第40号

平成28年12月20日富山市条例第77号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域住民の活動の拠点であり、憩いの場となる地域広場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「地域広場」とは、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定する都市計画区域をいう。）以外の区域にあって、市が所有する土地で、地域の住民の活動や憩いの場として設置された広場をいう。

2 この条例において「地域広場施設」とは、地域広場の効用を全うするため当該地域広場に設けられる施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）をいう。

(地域広場の名称及び位置)

第3条 地域広場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、合併前の婦中町の区域の地域広場の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」

という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する地域広場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 前条に規定する地域広場に係る第7条の規定による許可に関する業務
- (3) 前号に規定する許可に係る使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する地域広場の管理に関し市長が必要と認める業務

(市以外の者の地域広場施設の設置等)

第4条 市長は、地域広場に設ける地域広場施設で自ら設け、又は管理させることが不適當又は困難であると認められるものに限り、市以外の者に当該地域広場施設を設け、又は管理させることができる。

2 市以外の者が地域広場施設を設け、又は管理しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 地域広場施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置する地域広場施設の種類及び数量
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 地域広場施設の構造
 - カ 地域広場施設の管理の方法
 - キ 設置及び管理に要する資金計画
 - ク 工事实施の方法及び工期（工事の着手及び完了の時期）

- ケ 地域広場の原状回復
- コ 使用料その他市長の指示する事項
- (2) 地域広場施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理する地域広場施設及び数量
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の方法
 - オ 管理に要する資金計画
 - カ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 既に受けた許可の年月日及び番号
 - イ 変更する事項及び変更の理由
 - ウ その他市長の指示する事項

3 市以外の者が地域広場施設を設け、又は管理する期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(地域広場の占用の許可)

第5条 地域広場に地域広場施設以外の工作物その他の物件又は施設（都市公園法第7条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設をいう。）を設けて地域広場を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 占用物件の種類及び数量
 - (2) 管理の方法
 - (3) 工事实施の方法及び工事の期間（工事の着手及び完了の時期）
 - (4) 原状回復

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が次に掲げる軽易なものであるときは、この限りでない。

(1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装

(2) 占用物件の構造を変えない修繕

(3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替

4 第1項の規定による地域広場の占用の期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(添付書類)

第6条 地域広場施設の設置若しくは地域広場の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(行為の制限)

第7条 地域広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長(第3条の2に規定する地域広場にあつては、指定管理者。この条、第9条第9号及び第10条において同じ。)の許可を受けなければならない。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 演説、集会、競技会、展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

(4) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域広場の管理上必要があると認める行為をすること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は地域広場施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の地域広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、地域広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第9条 地域広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第2項、第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 地域広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 地域広場をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域広場の管理に支障があると認める行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、地域広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は地域広場に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、地域広場を保全し、又は利用者の安全を図るため、区域を定めて地域広場の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第11条 第4条第2項、第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に定めるところにより算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、この額に100分の110を乗じて得た額）の使用料又は占用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 前項の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、許可の際徴収する。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない事由によりその利用又は占有ができなくなった場合その他市長が正当な事由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

4 前3項に規定するもののほか、使用料の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用者の申請により、前条第1項に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは地域広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 地域広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 地域広場の保全又は公衆の地域広場の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 地域広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定にかかわらず、第3条の2に規定する地域広場における許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更は、指定管理者が行うことができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 第4条第2項、第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第2項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた

者が、その許可又は変更の許可に係る工事に着手したとき、及び工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、地域広場施設の設置若しくは管理又は地域広場の占用を休止又は廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、地域広場施設を設け、若しくは管理する期間若しくは地域広場の占用の期間が満了したとき、又は地域広場の設置若しくは管理若しくは地域広場の占用を廃止したことにより、地域広場を原状に回復したとき。

(4) 前号の原状回復が十分でなく、必要な改善措置を命ぜられた者が工事を完了したとき。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第9条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第13条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第356号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市地域広場条例第7条第1項若しくは第3項の規定によりした許可又は同条第2項若しくは第3項の規定によりされた許可の申請は、この条例による改正後の富山市地域広場条例第7条第1項若しくは第3項の規定によりした許可又は同条第2項若しくは第3項の規定によりされた許可の申請とみなす。

附 則（平成20年9月30日富山市条例第64号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日富山市条例第32号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第27号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日富山市条例第30号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日富山市条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日富山市条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日富山市条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
富山市婦中バードヒル音川地域広場	富山市婦中町外輪野896番地2

富山市山田ふれあい地域広場	富山市山田沼又70番地
富山市猪谷地域広場	富山市猪谷1833番地
富山市楡原ひまわり地域広場	富山市楡原1167番地

別表第2（第11条関係）

区分	単位	金額（円）
1 地域広場施設を設ける場合	1平方メートル につき1月	90
2 地域広場施設を貸し付ける場合	1平方メートル につき1月	100
3 地域広場を占用する場合		
(1) 電柱		
ア 第1種電柱	1本につき1年	1,000
イ 第2種電柱	1本につき1年	1,600
ウ 第3種電柱	1本につき1年	2,200
(2) 電話柱		
ア 第1種電話柱	1本につき1年	930
イ 第2種電話柱	1本につき1年	1,500
ウ 第3種電話柱	1本につき1年	2,100
(3) その他の柱類及び支線	1本につき1年	72
(4) 地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5
(5) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400
(6) 鉄塔その他これに類するもの	1平方メートル につき1年	1,400
(7) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	600
(8) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		

ア 外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48
イ 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	72
ウ 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	95
エ 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190
オ 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480
カ 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	950
(9) 水道施設、下水道施設、変電所、熱供給施設、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,500
(10) 工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1平方メートルにつき1月	440
(11) 太陽電池発電施設、燃料電池発電施設で地下に設けられるもの及び蓄電池で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,000
4 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合		
(1) 業として行う写真の撮影	1人につき1日	400
(2) 業として行う映画の撮影	1件につき1日	8,000
(3) 興行	1件につき1日	8,000
(4) 展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催し	1件につき1日	1,600

(5) 行商、出店その他これらに類する行為	1件につき1日	400
-----------------------	---------	-----

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 4 占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はこの長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 5 使用料の額が年額で定められている場合において占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 6 使用料の額が月額で定められている場合において占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。